

広島県告示第六百六十二号

平成二十八年広島県告示第三百十号（平成二十八年年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一の表廿日市市の項調査地域の欄を次のように改める。

津田東横矢・西横矢・下内山・沖横矢・下市・神田の一部、津田字小更・道秀原の一部、津田字並田・江尻・八幡原の一部、津田字下花上・原垣内・上花上・中花上・西花上・松ヶ峠・中小原・上小原・下小原・菅ノ原・柏・西条山の一部、津田字迫口・下内山・上内山・久保田・西河本・東河本・野地・林・西条山・百合野の一部、津田字沖横矢の一部